

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第三十二号）新旧対照表

改正後

改正前

（申告書の書式の特例）

第九条 省 略

2 国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六十八條の規定により同令別表一から別表十九までの各表の書式に別表一から別表四までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二條第二項、第三條第二項、第四條第二項、第五條第二項又は第七條第二項の規定により当該各表の書式によらなければならぬこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一から別表十九までの各表の書式によることができる。

別表一、別表四 省 略

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の記載要領に一号を加える改正規定、別表二の記載要領の改正規定、別表三の記載要領第五号の改正規定（「欄は」を「欄の記載に当たっては」及び「金額を記載する」を「ところによる」に改める部分、四号（中）「当該加算された金額の4.4%相当額」を「平成31年10月1日以後に開始する前課税事業年度にあつては当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額を記載し、同日前に開始した前課税事業年度にあつては当該加算された金額の100分の4.4に相当する金額を記載すること。」に改める部分及び四号（中）「当該加算された金額の4.4%相当額」を「平成31年10月1日以後に開始する前課税事業年度にあつては当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額を記載し、同日前に開始した前課税事業年度にあつては当該加算された金額の100分の4.4に相当する金額を記載すること。」に改める部分に限る。）及び別表四の表の改正規定（「地方法人税額（2）」の欄に係る部分に限る。）は、平成三十一年十月一日から施行する。

（申告書の書式の特例）

第九条 同 上

2 国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六十八條の規定により同令別表一（一）から別表十九までの各表の書式に別表一から別表四までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二條第二項、第三條第二項、第四條第二項、第五條第二項又は第七條第二項の規定により当該各表の書式によらなければならぬこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一（一）から別表十九までの各表の書式によることができる。

2 | 改正後の地方法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表一から別表二付表までの書式は、平成三十一年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

3 | 新規則別表三の書式は、平成三十一年四月一日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税について適用し、同日前に納税義務が成立した地方法人税中間申告書に係る地方法人税については、なお従前の例による。

4 | この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成三十一年九月三十日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 新規則別表一の書式 同表の表中

画 上 の 4 . 4 % 又 は 1 0 . 3 % 相 当 額	21
-----------------------------------	----

とあるのは

画 上 の 4 . 4 % 相 当 額	21
---------------------	----

と

画 上 の 4 . 4 % 又 は 1 0 . 3 % 相 当 額	23
-----------------------------------	----

とあるのは

画 上 の 4 . 4 % 相 当 額	23
---------------------	----

とある。

二 新規則別表二の書式 同表の表中

地	方	法	人	税	額
$(6) \times 4.4\% \text{又は} 10.3\% - (((\text{法人税申告書別表六(五の二)}「5$					
$\text{の}\text{③}\text{J}) + (\text{法人税申告書別表十七(三の十二)}「1\text{J}) - (6)) \text{と} 0$					
のうち多い金額					
$(\text{マイナスの場合は} 0)$					

マイナスは

地	方	法	人	税	額
$(6) \times 4.4\% - (((\text{法人税申告書別表六(五の二)}「5の\text{③}\text{J}) + (\text{法$					
$\text{人税申告書別表十七(三の十二)}「1\text{J}) - (6)) \text{と} 0 \text{のうち多い金}$					
額)					
$(\text{マイナスの場合は} 0)$					

マイナスは

地	方	法	人	税	額
$(14) \times 4.4\% \text{又は} 10.3\% - (((\text{法人税申告書別表六(二の二)}$					
$\text{「}5 \text{の}\text{③}\text{J}) + (\text{法人税申告書別表十七(三の十二)}「5\text{J}) - (14)$					
$\text{と} 0 \text{のうち多い金額}$					
$(\text{マイナスの場合は} 0)$					

マイナスは

地	方	法	人	税	額
$(14) \times 4.4\% - (((\text{法人税申告書別表六(二の二)}「5の\text{③}\text{J})$					
$+ (\text{法人税申告書別表十七(三の十二)}「5\text{J}) - (14) \text{と} 0 \text{のうち}$					
多い金額					
$(\text{マイナスの場合は} 0)$					

マイナスは

恒	久	的	施	設	帰	属	地	方	法	人	税	額
$(25) \times 4.4\% \text{又は} 10.3\% - (((\text{法人税申告書別表六(五の二)}「5$												
$\text{の}\text{③}\text{J}) - (25)) \text{と} 0 \text{のうち多い金額}$												
$(\text{マイナスの場合は} 0)$												

△△△△

恒久的施設帰属地方法人税額
 $\frac{25}{100} \times 4.4\% = ((\text{法人税申告書別表六(五の二)}「5の③」) - (25))$
と0のうち多い金額)
(マイナスの場合は0)

△△△△

5

施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における新規則別表二
付表の書式の適用については、同表の表中 →

地方法人税の額から控除する金額
(法人税申告書別表十七(三の十二)「8」と(別表
一「6」)-(四)のうち少ない金額)

△△△△

地方法人税の額から控除する金額
(別表一「7」)

△△△△